

# 全国こども政策主管課長会議

令和7年3月  
初等中等教育局幼児教育課

## I. 令和7年度当初予算案等について

1. 令和7年度当初予算案について…………… 3
2. 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会について…………… 18
3. 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について…………… 23

## II. 地域子ども・子育て支援事業について

1. 実費徴収に係る補足給付を行う事業について…………… 28
2. 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ及びⅡ)について…………… 30
3. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)について…………… 37

# I . 令和7年度当初予算案等について

# 1. 令和7年度当初予算案について

# 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和7年度予算額（案） 22億円  
（前年度予算額 23億円）

令和6年度補正予算額 40億円

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

## 1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 5.3億円（新規）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、**架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、**幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業 5.3億円（新規）

## 2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.4億円（5.6億円）

**幼児期の学び**を深めていくための調査研究や、**幼児教育の「職」の魅力向上・発信**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- |                                                   |                |
|---------------------------------------------------|----------------|
| ① 幼児教育の学び強化事業（新たに幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究も実施予定） | 0.7億円（0.7億円）   |
| ② 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業            | 1.2億円（1.3億円）   |
| ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業                               | 1.1億円（0.8億円）   |
| ④ 幼児教育の理解・発展推進事業                                  | 0.3億円（0.3億円） 等 |

## 3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 13億円（13億円）

**ICT環境整備や施設の耐震化**等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- |                  |          |                   |
|------------------|----------|-------------------|
| ① 教育支援体制整備事業費交付金 | 8億円（9億円） | 〔令和6年度補正予算額 17億円〕 |
| ② 私立幼稚園施設整備費補助金  | 5億円（5億円） | 〔令和6年度補正予算額 23億円〕 |

# 幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

## 現状・課題

- ・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。
- ・ 国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上**がっている。
- ・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。

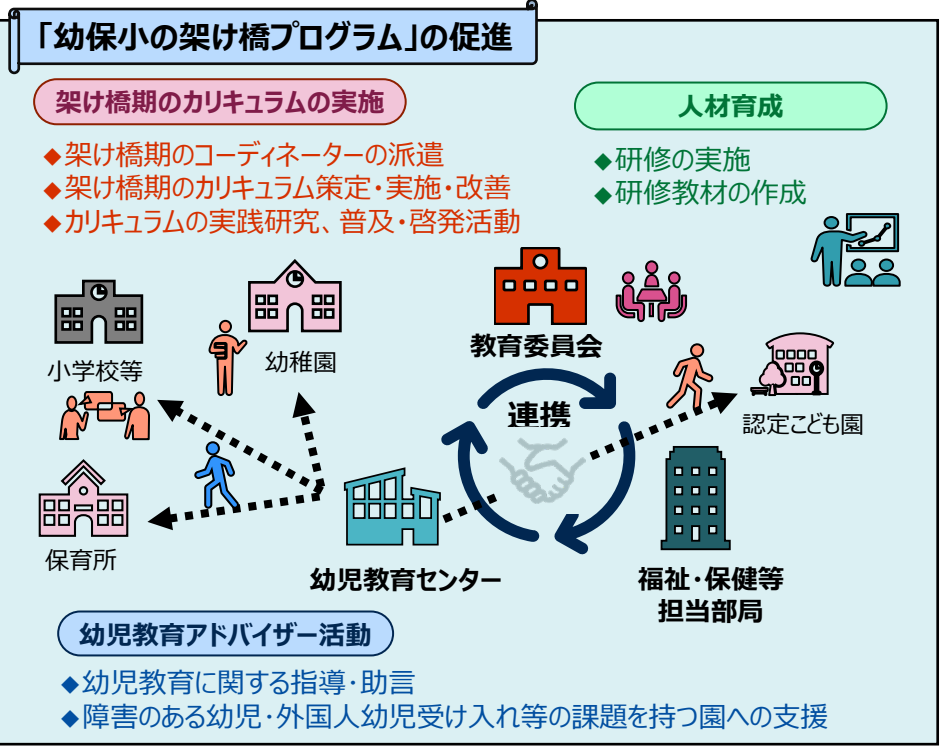
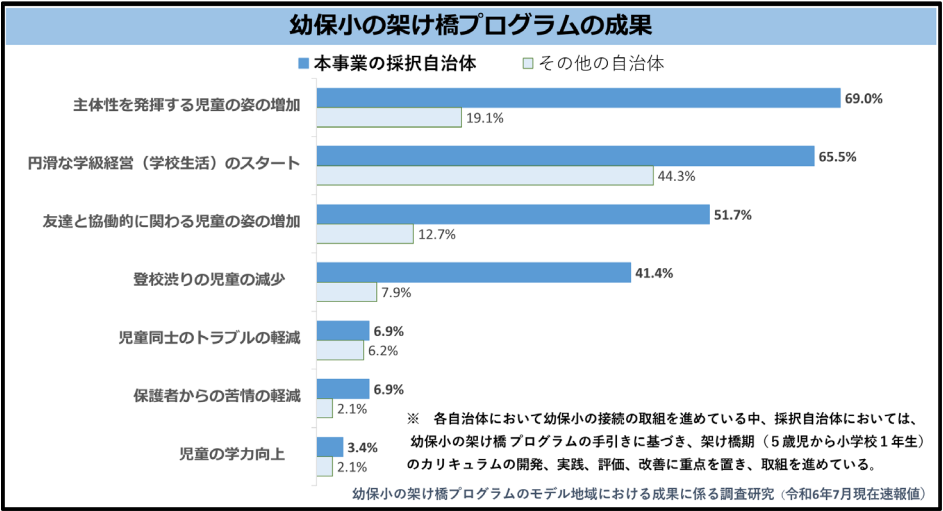
## 事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用**した、**架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣**を推進すること等により、**5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善**を行うための体制を構築し、**全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

|      |              |     |                                              |
|------|--------------|-----|----------------------------------------------|
| 実施主体 | 都道府県<br>市区町村 | 補助率 | 架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2<br>幼児教育アドバイザー活動※：1/3 |
|------|--------------|-----|----------------------------------------------|

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の実施実績が2年以下の自治体が対象。

|        |                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費<br>架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費<br>実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費<br>（人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等） |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## 1. 概要

- 本加算では、こどもの発達や学びの連続性を確保して小学校への円滑な接続を図るため、交流活動等を通じて小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に対して事務費を措置してきた。
- 中教審「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」（令和5年2月27日）においては、全てのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障するために、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成することが重要であることが提言された。
- これまで幼児教育施設が行ってきた小学校との連携・接続の取組が継続されるよう支援するとともに、中教審の提言も踏まえて更に架け橋期の教育を充実させるために必要な費用を措置する。

## 2. 措置内容

- 加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件のうち i～ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i～iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

### （※）加算の要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。**  
**（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）**

### 1. 小学校との接続・連携に係る補助（小学校接続加算）

- ・子ども・子育て支援制度においては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図るため、小学校との連携・接続に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園に補助を行っているところ。（＝小学校接続加算）
- ・架け橋期の教育の更なる充実を図るため、令和6年度から以下の取組等を行う施設への加算額を**317,130円**とした。

小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の**2年間**（2年以上を含む。）の**カリキュラムを編成・実施**していること。  
 （なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）

※ 幼児教育施設に対して卒園した幼児が入学する全ての小学校と連携することまで求めるものではありません。

### 2. 教育委員会の関わり

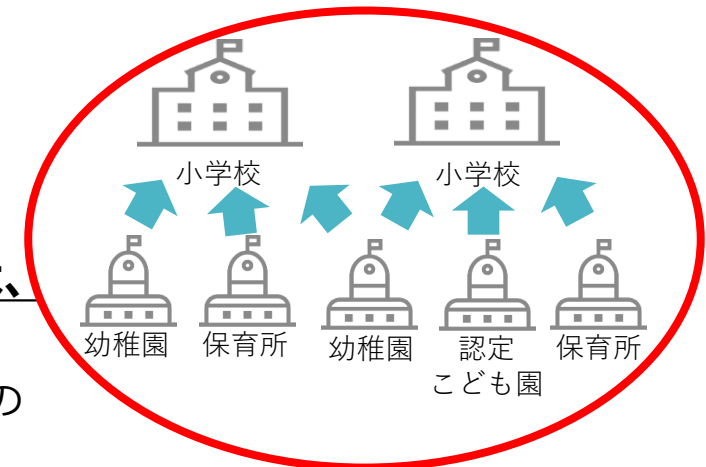
各幼児教育施設と小学校が、それぞれ複数の園や学校と個別に協議してカリキュラムを策定するとなると、過度な負担となることが懸念される。



**地域で一体となって幼児教育施設と小学校の接続を進めるためには、教育委員会が主導的な役割を発揮することが必要。**

（例）・小学校区を目安に幼児教育施設と小学校のグループをつくり、架け橋期のカリキュラムを策定するための協議の場を設定

- ・教育委員会が先導して、域内の幼児教育施設・小学校と協議しながらモデルカリキュラムを策定



**幼児教育において育まれた資質・能力は小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることが必要。**



背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
- ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
- ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方
- ・ 幼児教育の質の向上のための拠点としての国公立幼稚園の役割 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化 等

③ 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究

幼児教育施設における幼児教育から小学校教育の円滑な接続による不登校・いじめ対策等について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 小学校低学年の不登校・いじめ対策等に資する幼保小連携・接続の在り方 等

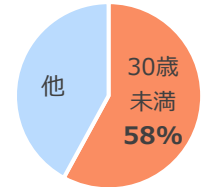
|        |                                                    |        |                                                |        |        |
|--------|----------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------|--------|--------|
| 対象校種   | 幼稚園、保育所、認定こども園                                     | 委託先    | ①② 研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等<br>③ 都道府県、市区町村 |        |        |
| 箇所数、単価 | ① 5箇所 270万円／箇所<br>② 2箇所 900万円／箇所<br>③ 5箇所 700万円／箇所 | 委託対象経費 | 調査研究に必要な経費<br>（人件費、委員旅費、謝金等）                   | 事業開始年度 | 令和4年度～ |

# 大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

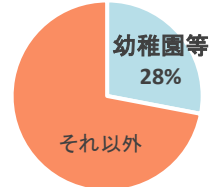
## 背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許状保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R4年度 幼稚園教諭  
離職者の年齢



R5年度幼稚園教諭  
免許取得学生の就職先



※就職人数／免許取得件数

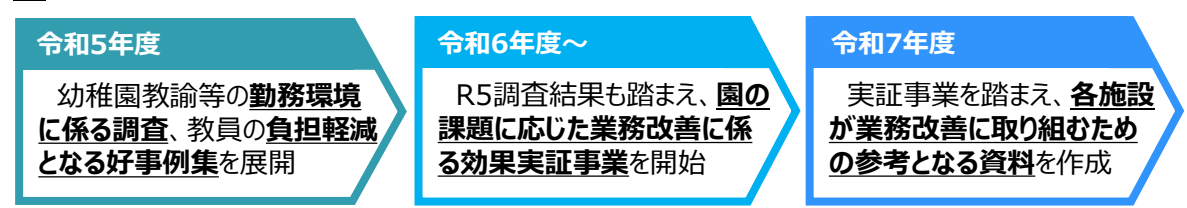
有効求人倍率の推移（年平均）

|       | H29  | R5   |
|-------|------|------|
| 全職種   | 1.35 | 1.19 |
| 幼稚園教諭 | 1.66 | 2.49 |
| 保育士   | 2.47 | 2.67 |

## 事業内容

### ① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

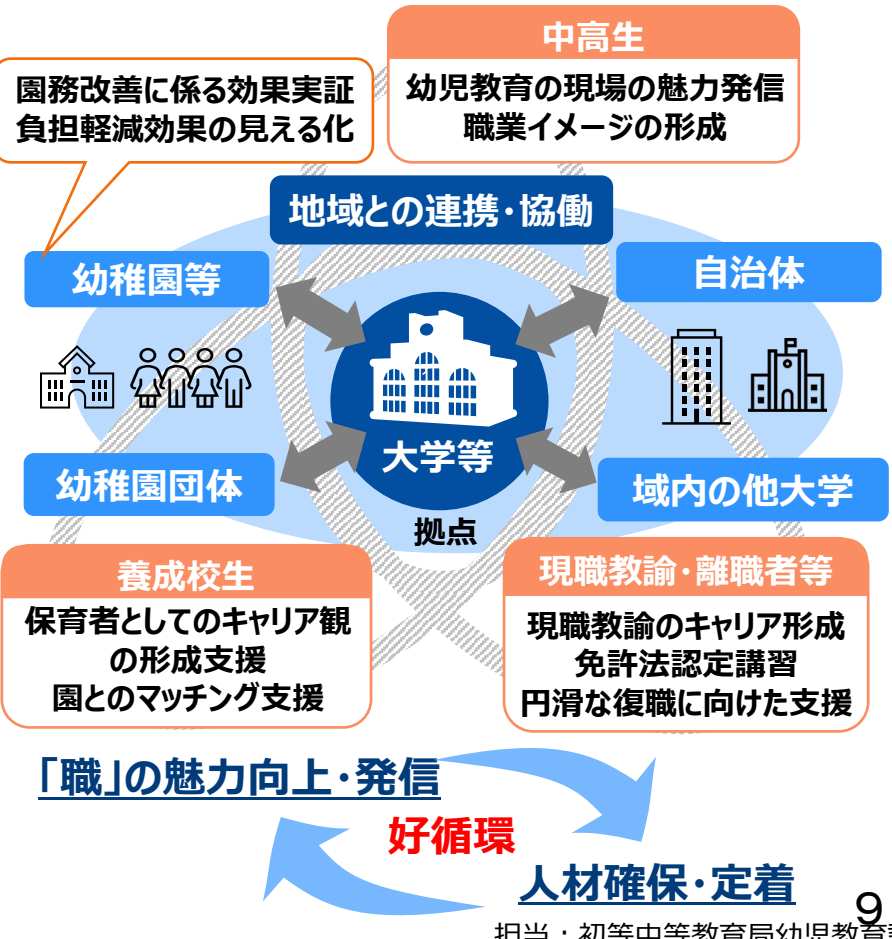
教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、**民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図るとともに、業務改善を志向する園に対してアプローチの参考となる資料を取りまとめる。**



### ② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育人材の育成を担う**大学等が拠点となり、地域イベント等を通じて、自治体や域内の幼稚園、団体等と連携協働しつつ、地域における人材輩出のネットワークを形成し、入学前からの現場の魅力発信、学生のキャリア観形成支援、現職教諭の職場定着や離職者の円滑な復職支援等の総合的なキャリア形成支援を行う**。これまでの事業の課題や成果も踏まえつつ、**地域の未来を担う幼児教育人材の確保・定着を推進する**。

|        |         |                              |
|--------|---------|------------------------------|
| 事業開始年度 | 令和5年度～  |                              |
| 事業規模   | 3,000万円 | 1 団体（1 団体が園務改善の調査研究及び        |
|        | 1,300万円 | 5 団体 5 大学等の事業を総括することを想定）     |
|        | 1,900万円 | 1 団体（免許法認定講習事例に関する調査及び普及・啓発） |
| 委託先    | 民間事業者等  |                              |



# 幼児教育に関する大規模縦断調査事業

## 背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、**令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

## 調査の概要

### （1）実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

### （2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ②上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）～

### （3）調査内容

- ①保護者：生活スキル、認知能力、非認知能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

## 委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

## 単価

・約8,900万円

## 対象経費

・調査実施に必要な経費

## スケジュール（事業実施期間）

R5年度先行  
調査の実施

R6年度本調査  
(5歳児)の実施

**R7年度本調査  
(小学校1年生)の実施**

R8～10年度本調査  
(小学校2年生～4年生)の実施

# 幼児教育の理解・発展推進事業

## 背景・課題

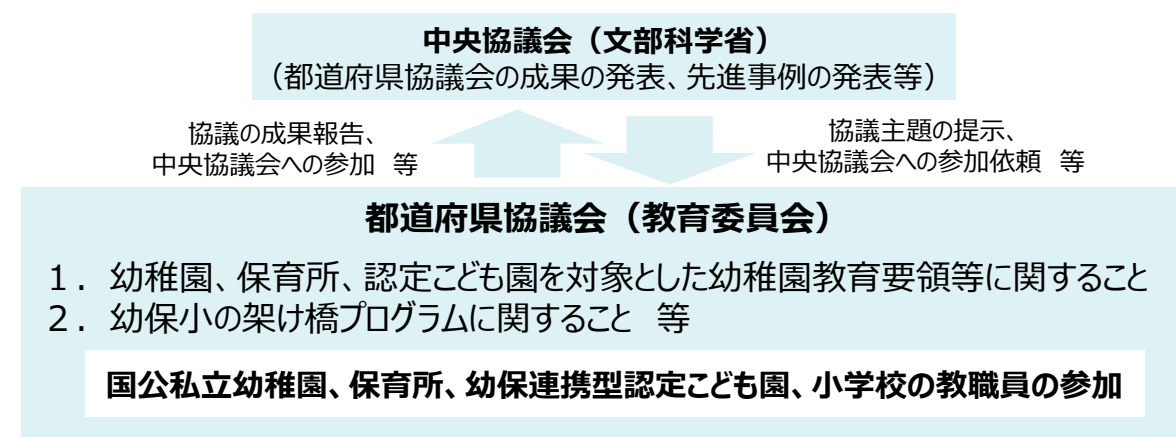
幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

## 事業内容

### 幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催**する。また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。（2年ごとに時期に応じた新たな協議主題を設定。令和6、7年度の協議主題は「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」とする。）



### 幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 対象校種   | 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校 |
| 箇所数、単価 | 47箇所 50万円／箇所       |
| 事業開始年度 | 平成12年度～            |

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 支出先  | 都道府県<br>※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行     |
| 対象経費 | 都道府県協議会に必要な経費<br>（諸謝金、委員等旅費、教職員研修費） |

# OECD ECEC Network事業への参加

 令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

 0.2億円  
0.2億円）

## 背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。**
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための**基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

## 事業内容

下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

### 「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。  
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題**もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

### 「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」

(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「**幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保**」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。**2023年から2024年にかけて調査、2025年公表予定。**

## 過去の参加実績

### ○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

### ○「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

# 教育支援体制整備事業費交付金

 令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

 8億円  
9億円

令和6年度補正予算額

17億円 ※

## 現状・課題・事業内容

- **子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上**を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の実施も踏まえた**幼児の学びに必要な環境整備**、保育DXを推進し教員が幼児と向き合う時間を確保するための**ICT環境整備**等を支援する。

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



### 3 園務平準化のための業務体制への支援



- (1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援

### 2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



### 4 ICT環境整備の支援 ※

教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備を支援


 対象  
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

 主な  
対象経費

- 1 物品購入費等
- 2 研修参加費等
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末購入費等

 実施  
主体

都道府県

補助割合

国 1/2 等

事業開始年度

平成27年度～

## 幼児教育の質の向上のためのICT化支援について

### ○目的

保育DXの推進等を踏まえ、幼稚園等におけるICT環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

（令和7年度2月7日付事務連絡一部抜粋）

### 3. 対象経費

①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のI からIVに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費（※）

- I. 教育に係る計画・記録に関する機能
- II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- III. 保護者等の連絡に関する機能
- IV. キャッシュレス決済に関する機能

※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。

②上記機能を使用するための端末等の備品の更新費用（※）

### 4. 留意事項

- ・一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができない。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。

# 幼児教育の質の向上のための環境整備支援



## 現状・課題

子育て支援の更なる充実を図るとともに、**幼児教育の質の向上**を図るため、環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

## 事業内容

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 3億円

預かり保育やこども誰でも通園制度の実施も踏まえ、幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援

### 2 幼稚園のICT環境整備支援 15億円

保育DXを推進し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備に係る費用を支援

◆交付基準額：1園当たり 6学級以下 1,000千円  
7学級以上 1,500千円

|        |                                    |      |      |      |           |
|--------|------------------------------------|------|------|------|-----------|
| 対象事業者  | 1 幼稚園                              | 実施主体 | 都道府県 | 補助割合 | 国 1 / 2 等 |
|        | 2 幼稚園<br>幼稚園型認定こども園<br>幼保連携型認定こども園 |      |      |      |           |
| 補助対象経費 | 1 物品（遊具、運動用具、保健衛生用品等）の購入費 等        |      |      |      |           |
|        | 2 端末・備品等購入費、通信環境に係る整備費 等           |      |      |      |           |

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。（担当：初等中等教育局幼児教育課）

# 私立幼稚園施設整備費補助金

 令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

 5億円  
5億円

令和6年度補正予算額

23億円 ※

## 現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- |           |                 |                                                                     |
|-----------|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| <b>1</b>  | <b>耐震補強</b>     | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化                                       |
| <b>2a</b> | <b>防犯対策</b>     | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置                                               |
| <b>2b</b> | <b>特別防犯対策</b>   | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備<br>(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| <b>3</b>  | <b>新築・増築・改築</b> | … 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築（改築は仮設園舎の整備を含む）                             |
| <b>4</b>  | <b>アスベスト等対策</b> | … 吹き付けアスベストの除去等                                                     |
| <b>5</b>  | <b>屋外教育環境整備</b> | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備                                           |
| <b>6</b>  | <b>エコ改修</b>     | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修                                               |
| <b>7</b>  | <b>内部改修</b>     | … 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）、衛生環境改善のための園舎の整備<br>(間仕切り設置、空調整備等)     |
| <b>8</b>  | <b>バリアフリー化</b>  | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備                                           |



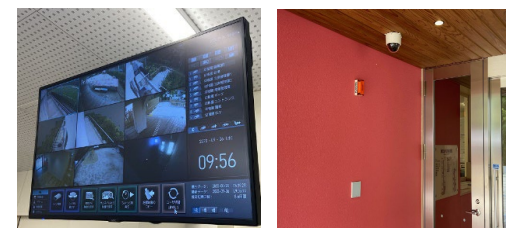
|        |            |
|--------|------------|
| 対象校種   | 私立の幼稚園     |
| 実施主体   | 事業者（学校設置者） |
| 事業開始年度 | 昭和42年度～    |

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 補助割合 | 国 1 / 3、事業者 2 / 3<br>※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強<br>特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2 |
| 対象経費 | 工事費、実施設計費、耐震診断費 等                                                        |

## 現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**特別防犯対策**、**子育て支援**の更なる充実を図るため預かり保育や**学級編成基準の見直し**（1学級35人→30人）に対応するための施設整備、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**エコ改修**等に要する経費に対する補助を実施し、対策を促進する。

- ◆ **耐震化事業** …… 耐震補強・耐震改築、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 等  
（耐震改築については仮設園舎の整備を含む）
- ◆ **特別防犯対策事業** …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備  
（R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進）
- ◆ **増築・改築事業** …… 預かり保育や学級編制基準の見直し等に対応するための増築・改築  
（改築については仮設園舎の整備を含む）
- ◆ **エコ改修事業** …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- ◆ **内部改修事業** …… 預かり保育や学級編制基準の見直し等に対応するための園舎の整備（間仕切り設置、床の改修等） 等



防犯対策の例：防犯カメラ、ICカードによるオートロック

|      |                     |      |                                                                          |
|------|---------------------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 対象校種 | 私立の幼稚園              | 補助割合 | 国 1 / 3、事業者 2 / 3<br>※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強、特別防犯対策<br>国 1 / 2、事業者 1 / 2 |
| 実施主体 | 事業者（私立幼稚園を設置する学校法人） | 対象経費 | 工事費、実施設計費、耐震診断費等                                                         |

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

## 2. 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の 在り方に関する有識者検討会について

# 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 概要

- 国においては、中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会において「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」（令和5年2月）が取りまとめられたことを踏まえ、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の質を保障する施策を一層推進していくことが求められている。
- こうした状況を踏まえ、令和6年1月より、本有識者検討会を開催し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について検討。
- 令和6年10月、最終報告を公表。

## 検討事項

- (1) 3要領・指針に基づく教育活動の実施状況等について
- (2) 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について
- (3) その他

※有識者検討会に関する庶務は、こども家庭庁成育局成育基盤企画課の協力を得て、文部科学省初等中等教育局幼児教育課において処理。

## 委員一覧

※敬称略、五十音順、職名は令和6年4月1日現在（◎：座長、○：座長代理）

|           |                                 |          |                                       |
|-----------|---------------------------------|----------|---------------------------------------|
| ○ 秋田 喜代美  | 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授             | ・ 鈴木 みゆき | 國學院大學人間開発学部教授                         |
| ・ 大豆生田 啓友 | 玉川大学教育学部教授                      | ・ 高橋 慶子  | 目黒区立みどりがおかこども園長                       |
| ・ 尾上 正史   | 学校法人福岡幼児学園紅葉幼稚園理事長              | ・ 田中 孝尚  | 神戸大学附属幼稚園長・副園長、<br>神戸大学附属小学校長         |
| ・ 河合 優子   | 聖徳大学大学院教職研究科、教育学部教授             | ○ 奈須 正裕  | 上智大学総合人間科学部教授                         |
| ・ 岸野 麻衣   | 福井大学大学院連合教職開発研究科教授              | ・ 鍋田 桂子  | 横浜市茅ヶ崎南保育園長                           |
| ・ 古賀 松香   | 京都教育大学教育学部教授                    | ◎ 無藤 隆   | 白梅学園大学名誉教授                            |
| ・ 坂崎 隆浩   | 社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり理事長、<br>園長 | ・ 若山 育代  | 富山大学教育学部准教授                           |
| ・ 佐藤 友信   | 江東区立東陽小学校長                      | ・ 渡邊 英則  | 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、<br>港北幼稚園長 |
| ・ 汐見 稔幸   | 東京大学名誉教授                        |          |                                       |

## 第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### 1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

### 2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

### 3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。

遊びは学び 学びは遊び  
“やってみてが学びの芽”



（動画コンテンツへリンク）

## 第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### 1. 幼児教育の基本に関する事項

#### （1）身体の諸感覚を通して豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

#### （2）自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)）
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

#### （3）幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育てることへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

#### （4）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしていたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

#### （5）幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

## 2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

### (1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

### (2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

### (3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

### (4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

### (5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

## 3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

## 第3章 必要な条件整備

### 1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

### 2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

### 3. 幼児教育施設への支援体制

・地方自治体において、  
➢ 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進  
➢ 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築  
➢ 国公私立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進

・国において、  
➢ 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進  
➢ 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援  
➢ NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進  
➢ 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

### 4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

# 幼稚園等におけるいじめへの対応について

○ 幼児は、自分と他者の気持ちの区別が十分につかなかったり、してよいことや悪いことが分からなかったりするなど、心身の成長の過程にあることから、幼児の行為をいじめや暴力行為として扱うことについては、慎重に考える必要がある。

【幼稚園教育要領（平成29年3月告示）「第2章 ねらい及び内容」の「人間関係」より】

2 内容

(7) 友達のよさに気付き，一緒に活動する楽しさを味わう。

(9) よいことや悪いことがあることに気付き，考えながら行動する。

(10) 友達との関わりを深め，思いやりをもつ。

3 内容の取扱い

(4)（略）幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き，相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし，（略）。特に，人に対する信頼感や思いやりの気持ちは，葛藤やつまずきをも体験し，それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

(5)（略）互いに思いを主張し，折り合いを付ける体験をし，きまりの必要性などに気付き，自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

○ こうした観点も踏まえ、幼稚園等はいじめ防止対策推進法の対象となっていないが、就学前の幼児においても“いじめ”と思われる行為はあり得るものであるため、同法の対象であるか否かに関わらず、各園でいじめ防止に係る基本方針等を定めるなど、各自治体及び園において適切に対応することが重要。

<基本方針等の項目例>

・ いじめ防止に関する考え方

・ いじめ防止のための組織

・ いじめの未然防止

・ いじめの早期発見

・ いじめ発生時の対応

・ 重大事態への対処

等

<いじめ防止に係る基本方針等を定める各園の取組例>

1. 私立認定こども園

いじめ防止のための目標の一つに以下を位置付け。  
「いじめはどの園児にも起こりうる」という認識を持ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、全ての教職員で園児の尊厳を守るための取り組みを行う。

2. 公立幼稚園

幼児期におけるいじめについて以下を位置付け。  
幼児期は、（略）幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

### 3. 国立大学附属幼稚園 いじめ防止に係る年間計画を策定。

| 学期  | 月   | 場                | 内 容                                   | 対象       |
|-----|-----|------------------|---------------------------------------|----------|
| 一学期 | 4月  | 職員会議             | いじめ防止基本方針・人権教育指導計画の確認                 | 教職員      |
|     |     | 学級懇談会            | いじめ防止基本方針の説明                          | 保護者      |
|     | 5月  | 職員会議             | 学級経営案の作成、検討                           | 教員       |
|     |     | おはなしの会           | 仲良しのお友だちに関するおはなし                      | 幼児       |
| 二学期 | 6月  | 園行事              | 人権教育講演会                               | 保護者      |
|     | 7月  | 園行事              | 幼稚園まつり 異年齢交流                          | 幼児       |
|     |     | 個別懇談会①           | 保護者との情報共有                             | 教員・保護者   |
|     | 9月  | 職員連絡会            | 学級経営案の点検・見直し                          | 教員       |
| 三学期 | 10月 | 園行事              | 仲良し遠足                                 | 幼児       |
|     | 12月 | 個別懇談会②           | 保護者との情報共有                             | 教員・保護者   |
| その他 | 1月  | アンケート            | 保護者を通して情報共有                           | 教員・保護者   |
|     | 2月  | 職員会議             | 学級経営案の反省、新年度目標の決定                     | 教員       |
| その他 | 随時  | 研修会              | いじめ防止・人権教育に関する研修                      | 教員       |
|     |     | 学級の時間            | 他人を尊重することを含めた人権教育                     | 幼児       |
|     |     | 学年会              | 各学級の実態報告                              | 教員       |
|     |     | いじめ対策委員会<br>SC相談 | 各学年からの実態やいじめに関する報告<br>スクールカウンセラーからの報告 | 委員<br>教員 |

### 3. 初等中等教育における教育課程の 基準等の在り方について

# 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

## 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）  
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換  
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘  
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す  
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

## 現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている  
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

## 顕在化している課題

### ①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

### ②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

### ③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配意しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必

- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

# 主な審議事項

## 1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

## 3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中で、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

## 2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

## 4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

## Ⅱ．地域子ども・子育て支援事業について

令和7年度予算案 2,138億円（2,074億円）※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

## 《対象事業》

- |                      |                      |                                  |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業            | ⑧ 養育支援訪問事業           | ⑪ 病児保育事業（＊）                      |
| ② 延長保育事業（＊）          | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業   | 子育て世帯訪問支援事業          | ⑬ 産後ケア事業                         |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業           | ⑭ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り）             |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業（＊）     | 親子関係形成支援事業           |                                  |
| ⑥ 子育て短期支援事業          | ⑨ 地域子育て支援拠点事業        |                                  |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業         | ⑩ 一時預かり事業            |                                  |

※妊婦健診については地方交付税措置  
＊記載事業は事業主拠出金を充当

## 《令和7年度における主な充実の内容》

- 出産・子育て応援交付金で実施していた伴走型相談支援事業について、利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を創設して実施する。
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業について、物価高騰を踏まえ、給食費（副食材料費）の補助単価の見直しを行う。
- 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。
- ファミリー・サポート・センター事業について、性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。
- 産後ケア事業について、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置についての加算措置を創設する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助割合】国1/3，都道府県1/3，市町村1/3 等

# 1. 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

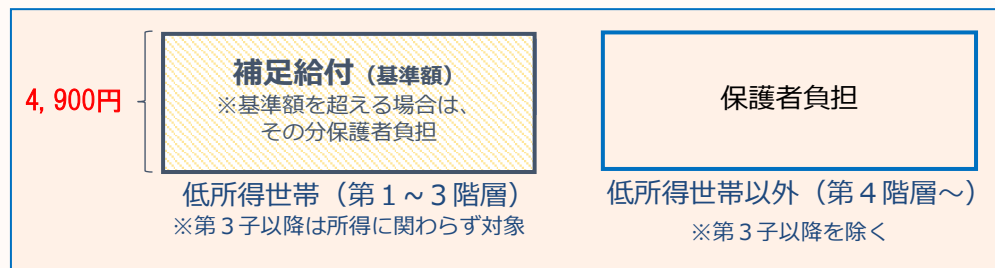
- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

## 事業の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

### ①給食費（副食材料費）

※新制度に移行していない園に限る

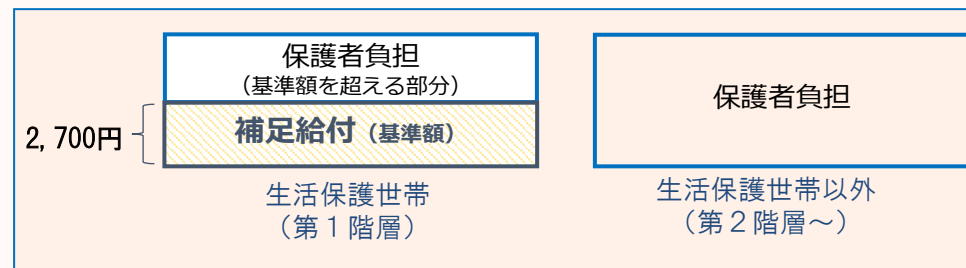


※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている

※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

### ②教材費・行事費等（給食費以外）

※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和7年度補助単価（1人当たり月額）】

① 給食費（副食材料費）：4,900円

【令和7年度拡充事項】物価高騰を踏まえた単価を引上げ予定

② 教材費・行事費等（給食費以外）：2,700円

【実績（令和4年度）】

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| ① 給食費（副食材料費） | 1号認定：5,249か所、74,760人 |
| ② 教材費・行事費等   | 1号認定：618か所、1,026人    |
|              | 2号認定：2,938か所、5,972人  |
|              | 3号認定：1,971か所、2,968人  |

## 2. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ及びⅡ）について

## 一時預かり事業

拡充

見直し

&lt;子ども・子育て支援交付金&gt; 令和7年度予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数)

※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

## 事業の概要

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※一般型（うち、緊急一時預かり）、幼稚園型Ⅱについては、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

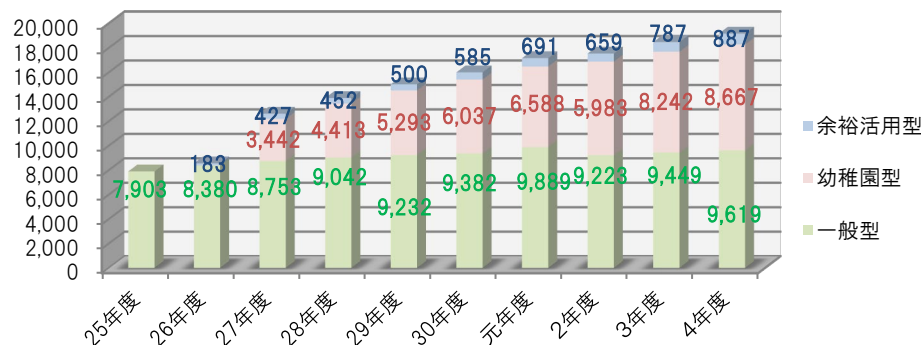
【令和7年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

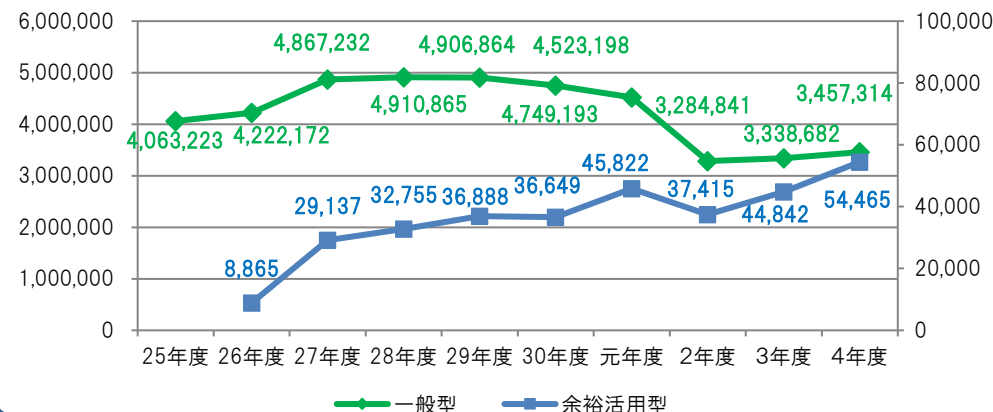
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引き上げを行う

## 【実績】

&lt;実施か所数&gt;



&lt;延べ利用児童数&gt;

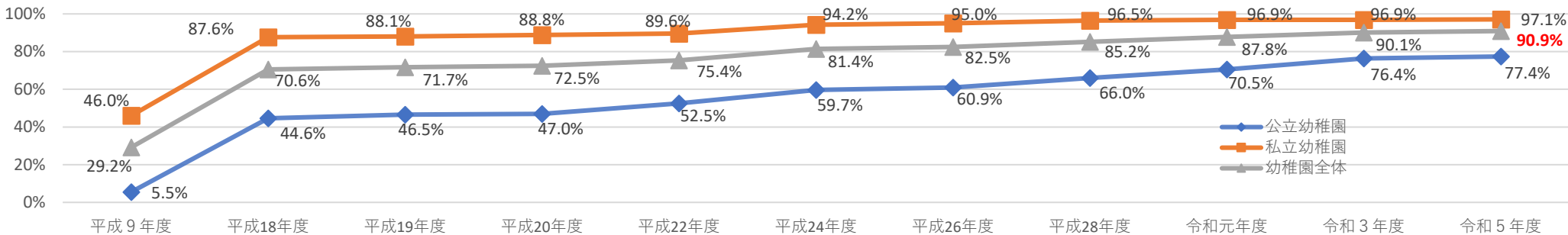


# 幼稚園等における預かり保育等の実施園数

出典：令和5年度幼児教育実態調査

## ✓ 在籍園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の90.9%

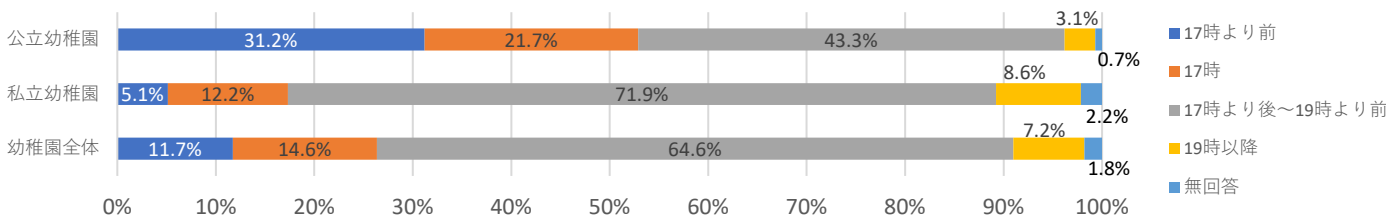
・預かり保育を実施している幼稚園



※ 母数：【平成22年度以前】学校基本調査の幼稚園数（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）  
【平成24・26・28年度、令和元年度】調査回答幼稚園数 【令和3年度】8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）（無回答含む）

## ✓ 約8割の幼稚園で17時以降も在籍園児の預かり保育を提供

・平日の預かり保育終了時間



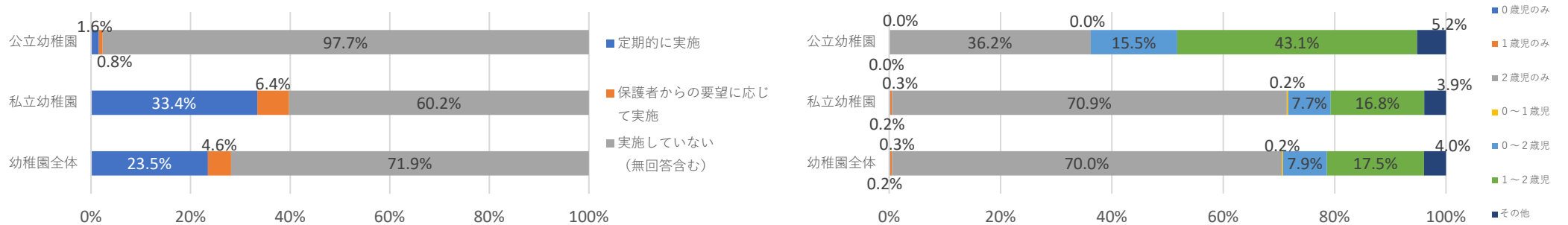
※ 母数：預かり保育を定期的に実施している7,010幼稚園（公立：1,779園、私立：5,231園）

|       | 平日の受入れ<br>幼児数（※2） | 土曜日における<br>預かり保育実施<br>状況（※3） | 長期休業日における<br>預かり保育実施<br>状況（※4） |
|-------|-------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 公立幼稚園 | 6.4人/園・日          | 7.1%                         | 56.9%                          |
| 私立幼稚園 | 17.4人/園・日         | 22.2%                        | 83.2%                          |
| 幼稚園全体 | 14.5人/園・日         | 17.5%                        | 75.0%                          |

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
※2 令和5年6月の平日の受入れ延べ人数および延べ人数の回答があった園数（7,013園（公立：1,839園、私立：5,174園））から算出。（令和5年6月の平日は22日として算出）  
※3 土曜日に預かり保育を定期的に実施していると回答があった幼稚園の割合  
※4 春・夏・冬季休業日のすべての休業日で平日と同程度に実施していると回答があった幼稚園の割合。無回答は実施していないとみなした。

## ✓ 満3歳未満児の定期的又は一時的な預かりを実施している幼稚園は全体の28.1%

・満3歳未満児を預かる保育活動の実施状況及び最も受け入れている幼児の年齢



※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）  
※2 入園前に一時的に行う、いわゆる「ならし保育」を除く。  
※3 親子登園などの保護者とともに過ごすものは除く。  
※4 時間の長短は問わない。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の概要【R7拡充～】

事業の目的・概要

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する（一時預かり事業）
- **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。市町村が認めた者へ委託等も可）

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【補助基準額】 ※基本分単価については、小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

|                   |               | 基本分（利用時間想定）                                                                                                                                | 長時間加算                                                                                                                                                                           | 特別支援児単価                                                                                                                 |
|-------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在籍園児<br>（1人当たり日額） | 平日の<br>教育時間前後 | ・年間延べ利用者数2,000人超 400円⇒ <b>440円</b><br>・年間延べ利用者数2,000人以下<br>1,600千円／年間延べ利用者数－400円<br>【4時間（又は教育時間との合計8時間）】                                   | 左記の基本分（利用時間想定）を超える<br>場合に超過時間に応じて加算<br>【長期休業期間中4時間を超えた場合】<br>① 100円 2時間未満<br>② 200円 2時間以上3時間未満<br>③ 300円 3時間以上<br>【その他の場合】<br>① 150円 2時間未満<br>② 300円 2時間以上3時間未満<br>③ 450円 3時間以上 | 平日：4,000円<br><br>長期休業日・休日：<br>4,000円⇒ <b>8,000円</b><br>※特別支援児には一律<br>に本単価を適用する。<br>※左記の利用日・利用<br>時間に応じた単価・<br>加算は適用しない。 |
|                   | 長期休業日         | ・年間延べ利用者数2,000人超<br>400円⇒ <b>440円</b> 【8時間未満】 800円⇒ <b>880円</b> 【8時間超】<br>・年間延べ利用者数2,000人以下<br>400円【8時間未満】 800円【8時間超】                      |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
|                   | 休日（土日祝等）      | 800円【8時間】                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
| 非在籍園児（1人当たり日額）    |               | 800円【8時間】                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
| 就労支援型施設加算（1施設年額）  |               | 事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり                                                                                                |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
| 保育体制充実加算（1施設年額）   |               | 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円<br>長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の <b>2分の1以上</b> が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円 |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |

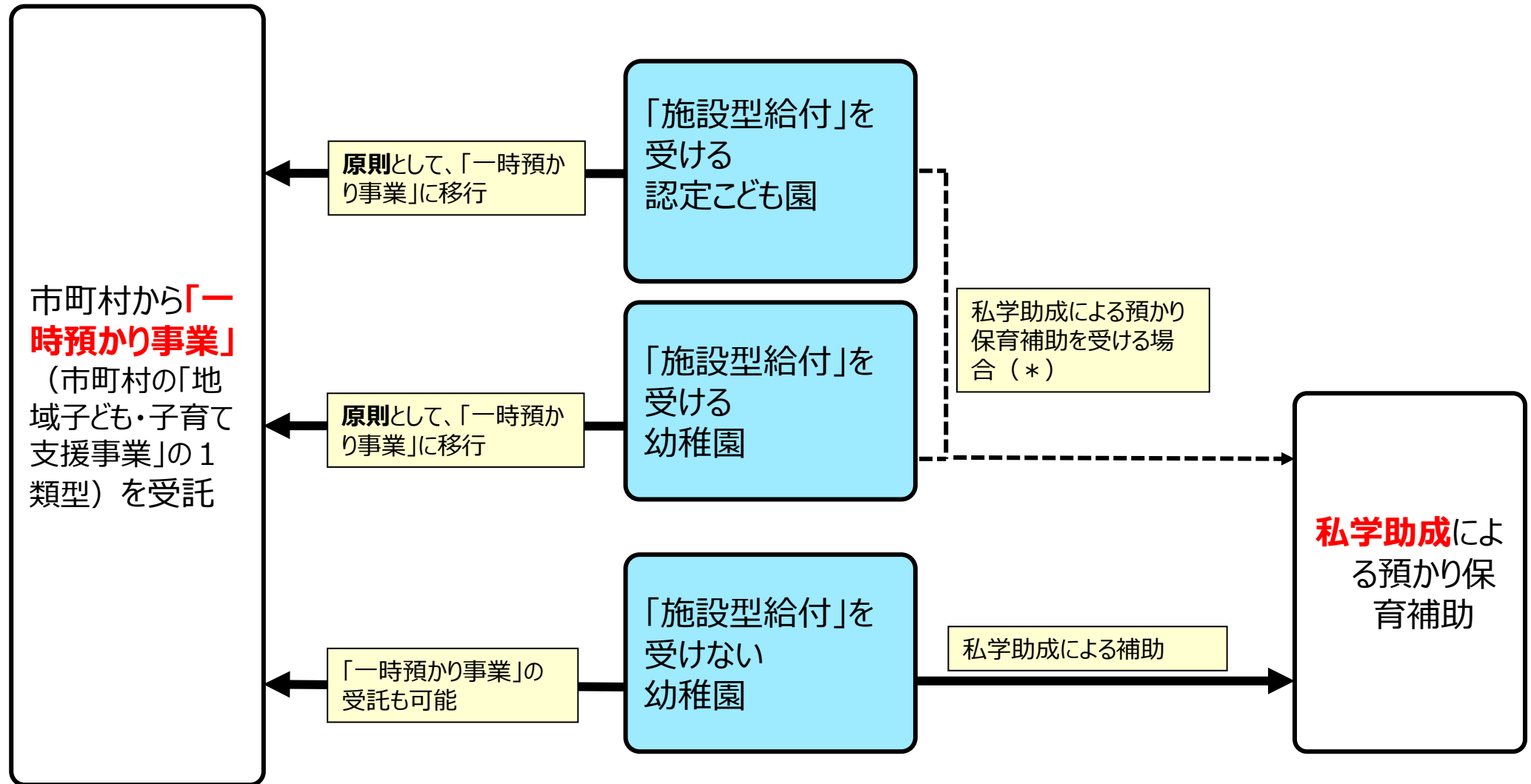
【補助要件】 **【R7拡充事項】配置基準の改善等を踏まえ、基本分及び特別支援児単価について、単価の見直しを行う。**

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立）※新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども）※非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ 

|     |      |       |      |
|-----|------|-------|------|
| 0歳児 | 3：1  | 1・2歳児 | 6：1  |
| 3歳児 | 15：1 | 4歳以上児 | 25：1 |

 ※令和6年4月改正 経過措置として当分の間は従前の基準によることも可能（3歳児 20：1、4歳以上児 30：1）  
  
※ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（※職員は常勤・非常勤を問わない）
- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）  
（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）  
※ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者

## 幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い



(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、**一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置**（ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る）

(注1) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(注2) 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」（令和4年1月24日付け事務連絡）において改めて周知。

# 教育改革推進特別経費（幼稚園等：子育て支援推進経費）

## 事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充するため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

## 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1／2以内を補助。



預かり保育推進事業単価表（令和7年度）

|                                                          |                     |                                                          |                      |                      |
|----------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| ①<br>通常<br>の<br>預<br>か<br>り<br>保<br>育                    | 基礎単価                | 【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設<br>加えて、18時以降（18時を含む）も開設<br>の場合 |                      | 700,000円             |
|                                                          |                     | 【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設<br>の場合                         |                      | 600,000円             |
|                                                          |                     | 【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設<br>（教育時間と合わせて8時間以上）の場合  |                      | 400,000円             |
|                                                          |                     | 【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設<br>（教育時間と合わせて8時間未満）の場合  |                      | 200,000円             |
|                                                          | 加算単価                | 次の要件に該当する幼稚園等                                            |                      |                      |
|                                                          |                     |                                                          | 預かり保育時間<br>5時間～6時間/日 | 預かり保育時間<br>6時間～7時間/日 |
|                                                          |                     |                                                          | 150,000円             | 400,000円             |
|                                                          |                     |                                                          | 7時間以上/日              | 700,000円             |
|                                                          | 預かり保育担当者数<br>2人/日   | 250,000円                                                 | 600,000円             | 1,050,000円           |
|                                                          | 預かり保育担当者数<br>3人以上/日 | 500,000円                                                 | 970,000円             | 1,600,000円           |
| ②<br>長<br>期<br>休<br>業<br>日<br>等<br>預<br>か<br>り<br>保<br>育 | 基礎単価                | （1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設                              |                      | 80,000円              |
|                                                          |                     | （2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設                                |                      | 150,000円             |
|                                                          | 加算単価                | 次の要件に該当する幼稚園等                                            |                      |                      |
|                                                          |                     | （1）長期休業日                                                 |                      | （2）休業日               |
|                                                          | 預かり保育担当者数<br>2人/日   | 140,000円                                                 |                      | 200,000円             |
|                                                          | 預かり保育担当者数<br>3人以上/日 | 260,000円                                                 |                      | 370,000円             |

## 幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1／2以内を補助。

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村

| 要件                | 2歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0歳児・1歳児                                                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)実施場所           | 幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                  |
| (2)対象児童           | 3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。<br>※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）                                                                                                                                                                                                                                                        | 3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。<br>※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）                        |
| (3)施設基準・保育内容      | 保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡<br>保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。                                                                                                                                                                                                                                          | 保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡<br>保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。                        |
| (4)配置職員           | 児童6人につき職員1人<br>※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）                                                                                                                                                                                                                                                                           | 0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人<br>※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない） |
| (5)職員資格           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）</li> <li>※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む</li> <li>・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者</li> <li>※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。</li> <li>※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。</li> </ul> |                                                                                                                                  |
| (6)保育時間・開所日数・開所時間 | 保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                  |
| (7)給食             | 自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                  |
| (8)保護者負担          | 各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                  |

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

## 【留意事項】

- ・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。
- ・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

**【御参考：前年通り】**

**3. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業  
(認定こども園特別支援教育・保育経費)について**

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

## 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、

- ・多様な事業者の新規参入の支援
- ・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
- ・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

## 事業の概要

### 1 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

### 2 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

- 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

### 3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（令和3年度創設）

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。） 【補助率】 国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

### 【令和7年度補助基準額（案）】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：400,000円
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象子ども1人当たり月額：65,300円  
支援対象：特別な支援が必要な子どもが在籍する施設 ※対象子どもが1人在籍する施設については、別途補助要件を設定
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額：20,000円  
ただし、利用する施設等の過去3力年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】（単位：巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村）

|             | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 巡回支援        | 247    | 780  | 931  | 956  | 989  | 884   | 884   | 724   | 591   |
| 特別支援        | －      | 111  | 94   | 140  | 277  | 292   | 336   | 427   | 543   |
| 集団活動事業の利用支援 | －      | －    | －    | －    | －    | －     | －     | 89    | 134   |

認定こども園特別支援教育・保育経費（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）の概要【R6拡充～】

事業の目的・概要

認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

子ども・子育て支援制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）      【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）      【補助基準額】障害児1人当たり月額：65,300円

【補助要件】

＜実施場所＞

- ・ 私立認定こども園（具体的には右図を参照）

＜対象となる子ども＞

- ・ 次の1.～3.の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども
- 1. 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。
- 2. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。
- 3. 右の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

＜補助要件＞

- ・ 当該認定こども園において、特別な支援が必要な子ども（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること（※対象となる子どもが1人の施設については、当該施設の在籍園児数が80人未満の施設を対象とする）。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)  
○:私学助成(特別支援教育経費)      ●:一般財源化前の障害児保育事業

| 認定こども園    |                    |            | 1号 | 2号                     | 3号 |
|-----------|--------------------|------------|----|------------------------|----|
| 幼保<br>連携型 | 学校法人<br>立<br>※1, 2 | 旧接続型       | ○  | ○                      | ●  |
|           |                    | 旧並列型       | ○  | ●                      | ●  |
|           |                    | 上記以外※<br>3 | ○  | ●                      | ●  |
|           | 上記以外               |            | ☆  | ●                      | ●  |
| 幼稚園型      | 幼稚園部分が<br>学校法人立※1  |            | ○  | ○<br>(2021年4月1日よ<br>り) | ☆  |
|           | 上記以外               |            | ☆  | ☆                      | ☆  |
| 保育所型      |                    |            | ☆  | ●                      | ●  |
| 地方裁量型     |                    |            | ☆  | ☆                      | ☆  |

※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む  
※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外  
※3 新制度施行時又は施行後に学校法人立の幼保連携型認定こども園として新たに設置された園(幼稚園や幼稚園型認定こども園を基に新たな幼保連携型認定こども園として設置された園を含む)

# 私立幼稚園等の特別支援教育への支援

令和7年度予算額（案）

77億円

（前年度予算額）

75億円

文部科学省

## 背景説明

一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。



## 目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

## 事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

特別な支援が必要な幼児が  
就園している私立の幼稚園等

①所轄庁である都道府県  
が特別な助成を実施

都道府県

②国が都道府県に対して  
助成額の一部を補助

国

幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

| 年 度   | R3年度   | R4年度   | R5年度  | R6年度   | R7年度<br>(予算案) |
|-------|--------|--------|-------|--------|---------------|
| 予算額   | 65億円   | 68億円   | 71億円  | 75億円   | 77億円          |
| 対象幼児数 | 1.74万人 | 1.82万人 | 1.9万人 | 2.04万人 | 2.1万人         |

幼稚園等における  
特別支援教育の充実



特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

| 年 度 | S53年<br>度 | S60年<br>度 | H2年度 | H4年度 | H6年度 | H11年度 | R6年度  |
|-----|-----------|-----------|------|------|------|-------|-------|
| 人数  | 8人以上      | 7人以上      | 5人以上 | 4人以上 | 3人以上 | 2人以上  | 1人以上※ |

※R7年度予算において、1人受け入れ園の補助対象は80人未満の園に限定